CAREKARTE／クレヨン　総合支援法改正対応バージョンアップ

CARE CONNECT JAPAN
株式会社ケアコネクトジャパン

初版:　2021年4月28日

（目次）CAREKARTE／クレヨン バージョンアップ内容

項番	バージョンアップ内容	ページ（クリックでジャンプ）	11 居宅介護	12 重度訪問介護	13 行動援護	15 同行援護	21 療養介護	22 生活介護	24 短期入所	32 施設入所支援	33 共同生活援助	34 宿泊型自立訓練	35 自立生活援助	41 自立訓練（機能訓練）	42 自立訓練（生活訓練）	43 就労移行支援	44 就労移行支援（養生施設）	45 就労継続支援A型	46 就労継続支援B型	47 就労定着支援	52 計画相談支援	53 地域移行支援	54 地域定着支援	55 障害児相談支援	61 児童発達支援	62 医療児童発達支援	63 放課後等デイサービス	64 保育所等訪問支援	65 居宅訪問型児童発達支援	71 障害児入所支援	72 医療障害児入所支援
1	改正版サービスコードへの対応	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	地域区分の変更について	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
3	体制変更への対応	5						●	●	●	●		●					●	●	●	●	●	●	●	●		●			●	●
4	スケジュールタイトルの更新	6	●	●	●	●			●		●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●		●	●	●				
5	決定サービスコードの追加・変更に対応	7							●		●														●	●	●				●
6	提供実績記録票への対応	8	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●
7	新型コロナウイルス感染症への対応に係る基本報酬への上乗せ対応	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8	居宅介護同一建物減算の改正に対応する	10	●																												
9	重度障害者支援加算の算定期間の変更	11						●																							
10	相談支援　特定事業所加算の請求構造変更について	12																			●			●							

改正版サービスコードへの対応

総合支援法令和3年4月改正に対応するため、厚生労働省から提示されたサービスコード表をもとに「単位数マスタ」を作成（更新）しました。
総合支援法請求システムでは、この「単位数マスタ」を読込み、請求処理を行います。

厚労省サイトに改正版サービスコード表公開

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について

ホーム〉政策について〉分野別の政策一覧〉福祉・介護〉障害者福祉〉障害者自立支援給付支払等システム

報酬算定構造・サービスコード表等

障害者自立支援給付支払等システム関係資料

報酬算定構造・サービスコード表等

令和3年4月施行分

(1)事務連絡（令和4年4月13日） 事務連絡（令和3年3月31日） 事務連絡（令和3年3月23日） 事務連絡（令和3年2月19日） 事務連絡（令和3年1月25日） 事務連絡（令和3年1月22日）	[PDF] [PDF] [PDF] [PDF] [PDF] [PDF]	4月13日更新
(2)体制状況一覧表 体制状況一覧（修正箇所）	[エクセル] [PDF]	4月13日更新
(3－1)実績記録票	[エクセル] [エクセル]	3月31日更新
(3－2)実績記録票（記載例）	[PDF]	3月31日更新
(4－1)請求書明細書	変更なし	
(4－2)請求書明細書（記載例）	変更なし	
(5)決定サービスコードごとの設定内容	[PDF]	3月31日更新
(6)介護給付費等単位数サービスコード	[PDF] [PDF] [PDF] [エクセル] [エクセル] [エクセル]	4月13日更新
(7)請求サービスコードと決定サービスコード対応表	[PDF] [エクセル] [エクセル]	3月31日掲載
(8)障害福祉サービス費等の報酬算定構造	[PDF]	3月28日更新（2月4日報酬改定検討チーム資料の再掲）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

公開されたサービスコード表をもとに、単位数マスタを作成

エクセルが出るのが遅かったため（4/13）、PDFファイルを見てマスタ登録

請求サービスコードと決定サービスコード対応表…PDFで146ページ

請求サービスコードと決定サービスコードの対応表

※網掛けは、令和3年4月報酬改定等により、追加及び変更になったもの

サービス種類コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
11	居宅介護	居宅における身体介護	111111～111999 112000～112058	111000

介護給付費等単位数サービスコード…PDFで1480ページ

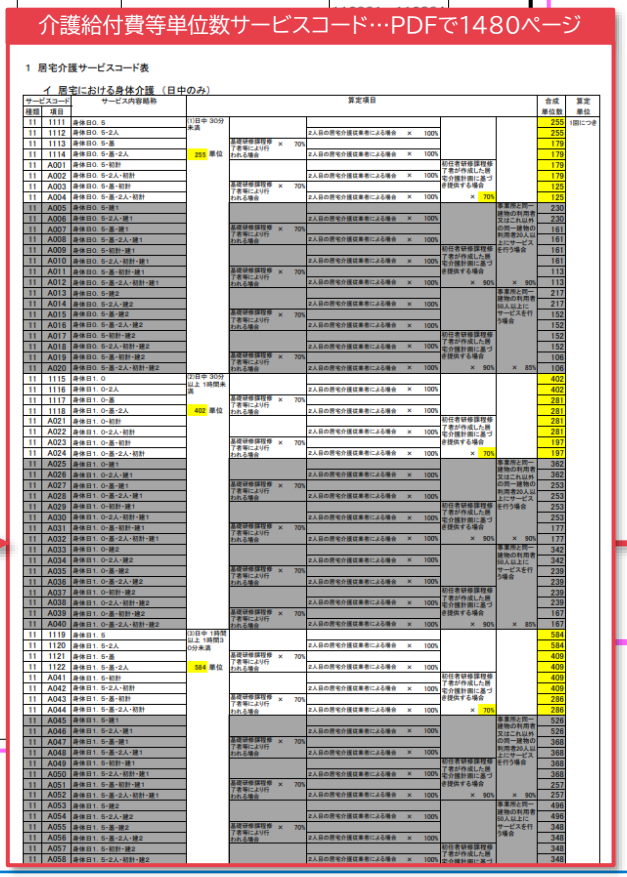

CAREKARTE／クレヨン
総合支援法請求システム
単位数マスタ

介護給付費単価マスタ（KMCSV）

決定サービスコード（SKCSV）

マスタ登録

マスタ登録

ケアコネクトジャパン
スタッフ

対象サービス 全ての障害福祉サービス

制度改正に伴い、地域区分が変更になっている市町村があります。
事業所マスタにて既に登録されている事業所のうち、該当する市町村にある事業所については地域区分の変更が必要となります。

■令和3年4月～変更される適用地域（市区町村）

No.	地域区分	都道府県	地域(保険者名)	保険者名ｶﾅ	旧区分	保険者番号
1	3級地	東京都	東村山市	ﾋｶﾞｼﾑﾗﾔﾏｼ	4級地	132134
2	3級地	東京都	清瀬市	ｷﾖｾｼ	4級地	132217
3	3級地	東京都	東久留米市	ﾋｶﾞｼｸﾙﾒｼ	5級地	132225
4	4級地	埼玉県	志木市	ｼｷｼ	5級地	112284
5	4級地	埼玉県	和光市	ﾜｺｳｼ	5級地	112292
6	4級地	神奈川県	海老名市	ｴﾋﾞﾅｼ	5級地	142158
7	4級地	愛知県	刈谷市	ｶﾘﾔｼ	5級地	232108
8	4級地	愛知県	豊田市	ﾄﾖﾀｼ	5級地	232116
9	5級地	千葉県	栄町	ｻｶｴﾏﾁ	6級地	123299
10	5級地	東京都	福生市	ﾌｯｻｼ	6級地	132183
11	5級地	愛知県	みよし市	ﾐﾖｼｼ	6級地	232363
12	5級地	滋賀県	栗東市	ﾘｯﾄｳｼ	6級地	253211
13	5級地	福岡県	春日市	ｶｽｶﾞｼ	6級地	402180
14	6級地	宮城県	多賀城市	ﾀｶﾞｼﾞﾖｳｼ	その他	042093
15	6級地	埼玉県	飯能市	ﾊﾝﾉｳｼ	7級地	112094
16	6級地	東京都	瑞穂町	ﾐｽﾞﾎﾏﾁ	7級地	133033
17	6級地	東京都	檜原村	ﾋﾉﾊﾗﾑﾗ	7級地	133074
18	6級地	愛知県	瀬戸市	ｾﾄｼ	7級地	232041
19	6級地	愛知県	清須市	ｷﾖｽｼ	7級地	232330
20	6級地	愛知県	豊山町	ﾄﾖﾔﾏﾁﾖｳ	7級地	233429
21	6級地	愛知県	飛島村	ﾄﾋﾞｼﾏﾑﾗ	7級地	234278
22	7級地	千葉県	富里市	ﾄﾐｻﾄｼ	その他	123240
23	7級地	神奈川県	山北町	ﾔﾏｷﾀﾏﾁ	その他	143644
24	7級地	滋賀県	高島市	ﾀｶｼﾏｼ	その他	252122
25	7級地	滋賀県	日野町	ﾋﾉﾁｮｳ	その他	253831

対象となる事業所数が多い場合、手作業での変更は大変なので、
「R3.4地域区分コンバートツール」をお使いください

①事業所マスタから「R3.4地域区分コンバート」を開く

CAREKARTE ・システムマスタメンテナンス＞事業所一覧の右下にある「R3.4地域区分コンバート」
クレヨン ・マスタ管理②＞事業所マスタ　事業所一覧の右下にある「R3.4地域区分コンバート」

②制度改正前と後の地域単価区分（級地）が表示されます
③「変更」欄にチェックをつけたものが変更対象になります。
④「一括コンバート」をクリックします。
⑤メッセージを確認し、「はい」をクリックします。

クリックで サポートサイトFAQへ　地域単価（級地）をまとめて変更する（地域区分コンバートツール）

体制変更への対応

対象サービス （下表参照）

制度改正に伴い、事業所マスタにて登録できる「体制情報」が変更されています。

令和3年4月からの加算取得予定等にあわせて体制情報の登録を行ってください

体制等状況一覧表（厚労省）

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分（※1）	人員配置区分（※2）	その他該当する体制等		適用開始日
各サービス共通					地域区分	1．一級地　2．二級地　3．三級地　4．四級地　5．五級地 6．六級地　7．七級地　20．その他	
					特定事業所	1．なし　2．Ⅰ　3．Ⅱ　4．Ⅲ　5．Ⅳ	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1．なし　2．あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1．なし　2．あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1．なし　2．あり	
居宅介護						1．Ⅲ（キャリアパス要件（Ⅰ又はⅡ）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2．Ⅴ（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3．Ⅳ（キャリアパス要件を満たさない）	

事業所体制項目の変更（追加・変更・削除）

事業所マスタ・体制項目

サービス種別		体制項目	R3.4月対応
11	居宅介護		
12	重度訪問介護		
13	行動援護		
15	同行援護		
21	療養介護		
22	生活介護	常勤看護職員等配置	選択項目の変更
		重度障害者支援体制	体制項目の追加
		【経過的】小規模グループケア体制	体制項目の追加
		【経過的】ソーシャルワーカー配置体制	体制項目の追加
24	短期入所	日中活動支援体制	体制項目の追加
		特定処遇改善加算	選択項目の変更
32	施設入所支援	口腔衛生管理体制	体制項目の追加
		【経過的】小規模グループケア体制	体制項目の追加
		【経過的】ソーシャルワーカー配置体制	体制項目の追加
33	共同生活援助	夜間支援等体制Ⅰ（夜勤）	選択項目の変更
		夜間支援等体制Ⅱ（宿直）	選択項目の変更
		夜間支援等体制Ⅲ（防災・連絡）	体制項目の追加
		夜間支援等体制Ⅳ	体制項目の追加
		夜間支援等体制Ⅴ	体制項目の追加
		夜間支援等体制Ⅵ	体制項目の追加
		強度行動障害者体験利用加算職員配置	体制項目の追加
		医療的ケア対応支援体制	体制項目の追加
		特定処遇改善加算	選択項目の変更

サービス種別		体制項目	R3.4月対応
35	自立生活援助	居宅支援連携体制	体制項目の追加
		ピアサポート体制	体制項目の追加
41	自立訓練（機能訓練）		
42	自立訓練（生活訓練）		
43	就労移行支援		
44	就労移行支援（養生施設）		
45	就労継続支援A型	1日の平均利用時間	体制項目の削除
		評価点区分	体制項目の追加
		自己評価結果等未公表減算	体制項目の追加
46	就労継続支援B型	平均工賃月額区分	選択項目の変更
		ピアサポート実施加算	体制項目の追加
47	就労定着支援		
52	計画相談支援	特定事業所⇒相談支援機能強化型体制	選択項目の変更
		主任相談支援専門員配置	体制項目の追加
		ピアサポート体制	体制項目の追加
53	地域移行支援	施設区分	選択項目の変更
		居住支援連携体制	体制項目の追加
		ピアサポート体制	体制項目の追加
54	地域定着支援	居住支援連携体制	体制項目の追加
		ピアサポート体制	体制項目の追加
55	障害児相談支援	特定事業所⇒相談支援機能強化型体制	選択項目の変更
		主任相談支援専門員配置	体制項目の追加
		ピアサポート体制	体制項目の追加

サービス種別		体制項目	R3.4月対応
61	児童発達支援	児童指導員等配置加算	選択項目の変更
		児童指導員等加配体制（Ⅱ）	体制項目の削除
		看護職員加配体制	体制項目の削除
		専門的支援加算体制	体制項目の追加
			体制項目の追加
62	医療児童発達支援		
63	放課後等デイサービス	障害児状態等区分	選択項目の変更
		児童指導員等配置加算	体制項目の削除
		児童指導員等加配体制（Ⅰ）	選択項目の変更
		児童指導員等加配体制（Ⅱ）	選択項目の変更
		専門的支援加算体制	体制項目の追加
		看護職員加配体制	体制項目の削除
64	保育所等訪問支援		
65	居宅訪問型児童発達支援		
71	障害児入所支援	小規模グループケア体制	選択項目の変更
		ソーシャルワーカー配置体制	体制項目の追加
72	医療障害児入所支援	ソーシャルワーカー配置体制	体制項目の追加

クリックでサポートサイトFAQへ

事業所体制が変更になった場合の操作方法は？

スケジュールタイトルの更新

対象サービス：（下表参照）

今回の改正にて加算の種類等が変更されています。
これに伴い、スケジュール管理を行うための「スケジュールタイトル」（予定・実施を入力する札）を改正後の加算等に対応できるよう変更（入力項目の追加・変更）しています。

スケジュールタイトル・入力項目の追加・変更　※2021年4月1日以降のスケジュールは下記内容になります

11	居宅介護	追加	緊急時対応（地域生活拠点）
12	重度訪問介護	追加	緊急時対応（地域生活拠点）
		追加	移動介護緊急時支援加算
13	行動援護	追加	緊急時対応（地域生活拠点）
15	同行援護	追加	緊急時対応（地域生活拠点）
24	短期入所	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅶ
		追加	サービス提供の状況
		追加	日中活動支援加算
33	共同生活援助	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
		変更	夜間支援等体制加算
34	宿泊型自立訓練	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
35	自立生活援助	追加	日常生活支援情報提供加算
		追加	地域居住支援体制強化推進加算
		追加	緊急時支援
42	自立訓練（生活訓練）	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
43	就労移行支援	変更	医療連携体制
		変更	移行準備支援体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
		追加	支援計画会議実施加算
44	就労移行支援（養成施設）	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
		追加	支援計画会議実施加算
45	就労継続支援（A型）	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
		追加	就労移行連携加算
46	就労継続支援（B型）	変更	医療連携体制
		変更	医療連携体制加算Ⅴ
		追加	ピアサポート加算
		追加	地域協働加算
		追加	就労移行連携加算
47	就労定着支援	追加	地域居住支援体制強化推進加算
54	地域定着支援	追加	地域居住支援体制強化推進加算
		追加	日常生活支援情報提供加算

変更後のスケジュールタイトル（例）

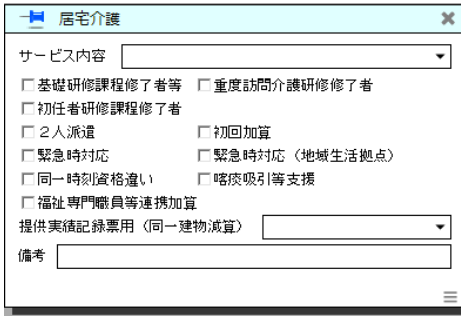

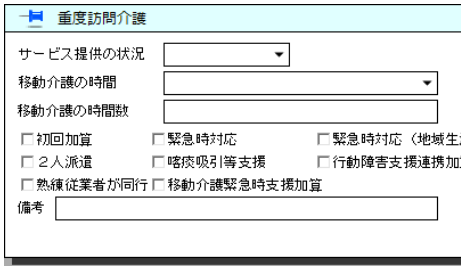

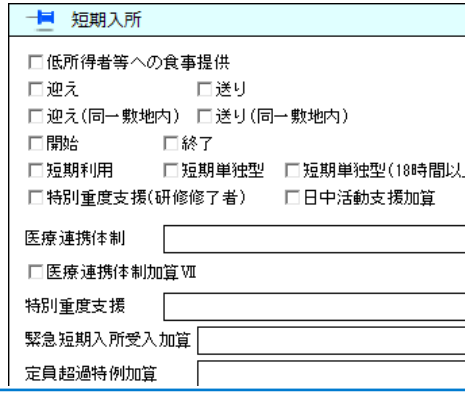

スケジュールタイトル更新に伴う作業

4月からの新たな加算サービスの提供実績は、
スケジュールタイトル更新後に、遡って追加登録をお願いします

決定サービスコードの追加・変更に対応

対象サービス （下表参照）

今回の改正にて決定サービスコードが追加・変更されています。(対象は赤字表記)
これに伴い、支給量契約の登録画面で、追加となった支給サービスコードを選択できるようになります。

サービス種別	項目コード	サービス内容	単位区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度包括	0937	重度包括支援加算医療連携体制加算(医ケア)対象者	－	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
療養介護	1000	療養介護基本設定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
短期入所	2000	短期入所障害者医療型(療養介護)基本設定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
	5000	短期入所障害児医療型(重心・医ケア)決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
	0937	短期入所加算医療連携体制加算(医ケア)対象者	－	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
共同生活援助	0933	共同生活援助加算強度行動障害者重度障害者支援加算対象者	－	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当
	0934	共同生活援助加算医療的ケア対応支援加算対象者	－	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
	0935	共同生活援助加算強度行動障害者体験利用加算対象者	－	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
児童発達支援	4000	児童発達支援基本決定(医療的ケア児Ⅰ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	5000	児童発達支援基本決定(医療的ケア児Ⅱ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	6000	児童発達支援基本決定(医療的ケア児Ⅲ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	7000	児童発達支援基本決定(難聴児(医ケアⅠ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	8000	児童発達支援基本決定(難聴児(医ケアⅡ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	9000	児童発達支援基本決定(難聴児(医ケアⅢ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	A000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケアⅠ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	B000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケアⅡ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	C000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケアⅢ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	0924	児童発達支援加算個別サポート(Ⅰ)	－	－	－	－	－	－	－	－
医療型児童発達支援	0924	医療型児童発達支援加算個別サポート(Ⅰ)	－	－	－	－	－	－	－	－
放課後等デイサービス	3000	放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児Ⅰ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	4000	放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児Ⅱ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	5000	放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児Ⅲ)	日数	－	－	－	－	－	－	－
	6000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケアⅠ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	7000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケアⅡ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	8000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケアⅢ))	日数	－	－	－	－	－	－	－
	0924	放課後等デイサービス加算個別サポート(Ⅰ)	－	－	－	－	－	－	－	－
児童入所支援	0901	児童入所支援加算乳幼児	－	－	－	－	－	－	－	－
医療型児童入所	0908	医療型児童入所支援加算強度行動障害	－	－	－	－	－	－	－	－

※ 支給量単位区分の「－」は、設定の必要がないものをあらわす。

対象サービス

サービス種別
居宅介護
行動援護
重度訪問介護
重度包括
短期入所
生活介護
施設入所支援
自立訓練機能訓練
自立訓練生活訓練
宿泊型自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
共同生活援助(18-1,18-2)
同行援護
地域移行支援
地域定着支援
就労定着支援
自立生活援助
障害児入所支援
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイ
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

今回の改正にて提供実績記録票の様式が変更されています。
また、様式変更とあわせて請求出力内容も変更されています。(厚労省の仕様変更にあわせて修正)

提供実績記録票の様式変更に対応

例)短期入所

(様式6)

令和〇〇年4月分　　短期入所サービス提供実績記録票

受給者証 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0　支給決定障害者等氏名　厚生　太郎　事業所番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

事業者及びその事業所　〇〇事業所

日中のみの利用の場合、「日中のみ」を記載する。
その他サービスと併給して利用した場合、「他サービス併給」を記載する。

日付	曜日	算定日数	サービス提供の状況	送迎加算 往	送迎加算 復	食事提供加算	医療連携体制加算	緊急短期入所受入加算	重度障害者支援加算(研修修了者)	定員超過特例加算	利用者確認欄	備考
2	月	1	他サービス併給	1		1						
3	火	1				1	1					
4	水					1						
5	木					1						
9	月	1		1		1						
10	火	1				1				1		
11	水	1										
16	月	1										
17	火	1										
18	水	1				1						単独型加算(18時間以上)
19	木	1										
20	金	1										
23	月	1		1		1						
24	火	1							1			日中活動支援加算
25	水	1										
28	土	1										
29	日	1				1				1		介護を行う者の急病等
30	月	1		1		1						
合計		18日		10回		18回	1回	1回	1回	1回		

片道単位で回数を記載する。

医療連携体制加算(Ⅰ)が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅱ)が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅲ)が算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅳ)が算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅴ)が算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅵ)が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。
医療連携体制加算(Ⅶ)が算定される支援を行った場合、「8」を記載する。

算定日数のうち、加算対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日数を記載する。

日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く)であって、短期入所事業所(単独型)による支援が18時間を超える場合、備考欄に記載する。

緊急短期入所受入加算を算定する場合、「1」を記載する。

日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施した場合、備考欄に記載する。

強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、「1」を記載する。

該当受給者の緊急受入により利用定員を超過し、定員超過特例加算を算定する場合、「1」を記載する。
同一日、同一事業所内の他の利用者の緊急受入により、定員超過特例加算を算定する場合、「2」を記載する。

「定員超過特例加算」欄が「1」となる場合、緊急受入となる具体的な内容を記載する。

■旧様式からの変更点
- 「サービス提供の状況」欄及び「重度障害者支援加算(研修修了者)」欄を追加
- 「医療連携体制加算」欄の吹き出しを変更
- 「利用者確認印」欄を「利用者確認欄」欄に変更
- 「備考」欄から「重度障害者支援加算(研修修了者)」の記載を削除
- 「備考」欄に「日中活動支援加算」の記載を追加

IF仕様変更に伴う提供実績記録票の請求(CSV)出力対応

帳票印刷 CSV編集 標準様式

請求書 | 明細書 | サービス計画作成費 | 上限額管理結果票 | 負担額一覧表 | 提供実績記録票

基本情報

	交換情報識別番号	レコード種別コー	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	補足給付適用	補足給付額(円/日)	食費の単価 朝食(円/日)
1	J611	01	202104	221002	2021032411	2021032401	0601	1		

明細情報

	交換情報識別番号	レコード種別コー	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	提供通番	日付	サービス提供回
1	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		01	1
2	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		03	1
3	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		04	1
4	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		05	1
5	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		06	1
6	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		07	1
7	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		08	1
8	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		09	1
9	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		10	1
10	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		11	1
11	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		12	1
12	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		13	1
13	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		14	1
14	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		15	1
15	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		16	1
16	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		17	1
17	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		18	1
18	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		19	1
19	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		20	1
20	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		21	1
21	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		22	1
22	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		23	1
23	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		24	1
24	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		25	1
25	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		26	1
26	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		27	1
27	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		28	1
28	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		29	1
29	J611	02	202104	221002	2021032411	2021032401	0601		30	1

サービス種別ごとの様式はこちらをクリック

変更点と記載例があります

新型コロナウイルス感染症への対応に係る基本報酬への上乗せ対応

対象サービス	全てのサービス

令和3年4月改定に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応に係る基本単価への上乗せ対応として、令和3年9月30日までの間は、全てのサービスについて、基本単価に0.1%上乗せされることになります。

厚労省通知Vol.915より、「請求単位数の特例及び臨時的な取り扱い」については令和3年3月分をもって廃止となりました。

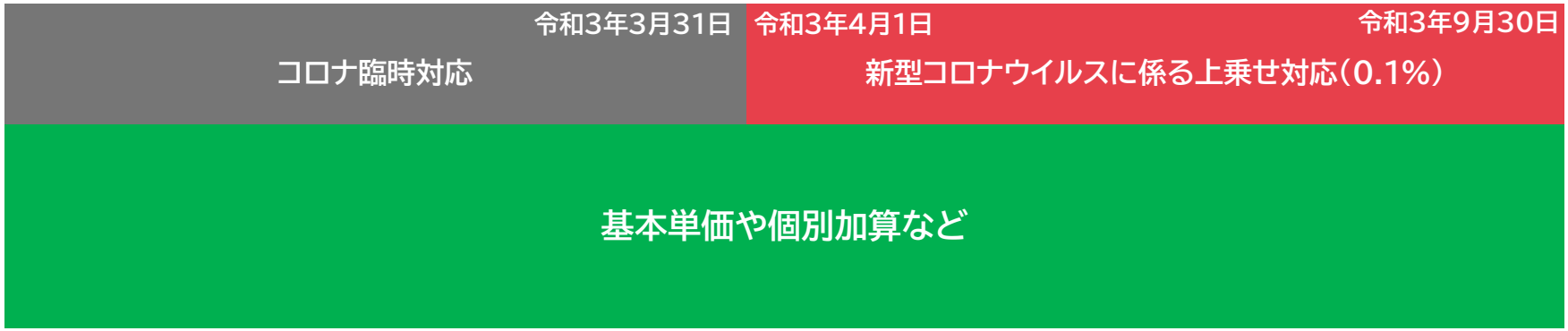

基本サービスを作成すると自動算定されます

クリックでサポートサイトFAQへ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る基本単価への上乗せ対応

8 居宅介護同一建物減算の改正に対応する

対象サービス 居宅介護

従来の「同一建物減算」の算定は、基本サービス自体に減算単位数のサービスコードを設けていましたが、今回の改正により、同減算はマイナス単位数を持つ単独減算のサービスコードにて対応します。

■改正の概要

同一建物へ居宅介護を提供した場合、基本サービス＋減算のサービスコードが設けられていましたが、今回の制度改正で、マイナス単位数のサービスコードが設けられ、基本サービスはそのままの単位数で算定し減算サービスにて、単位数の減算が行われるようになります。

■請求イメージ

現在

合成単位数として基本報酬に減算が組み込まれたサービスコードを記載。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービスコード（基本報酬＋減算）	99XXX1	100	10	1000

減算のサービスコードを使用

減算を含まない基本報酬と、基本報酬に紐づく減算のサービスコードをそれぞれ記載。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
サービスコード（基本報酬）	99XXX2	200	10	2000
サービスコード（減算）	99XXX3	-100	10	-1000

■介護給付費明細書の記載が下記の通り変更となります。

改正前

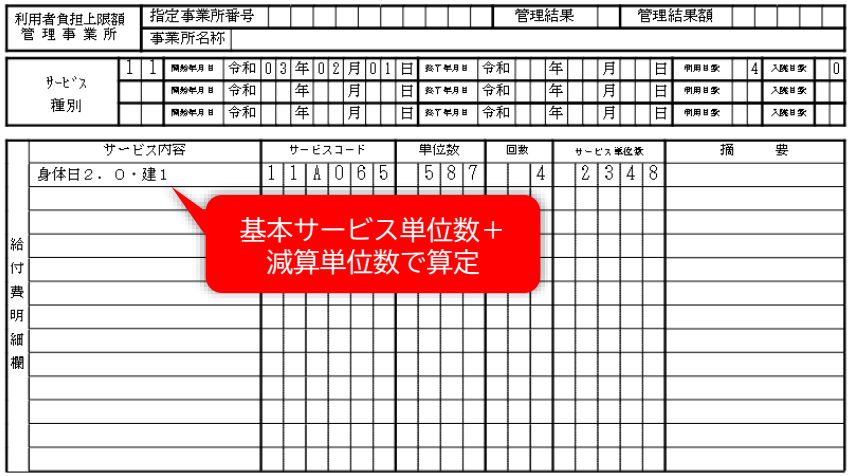

改正後

クリックでサポートサイトFAQへ 【居宅介護】同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算

重度障害者支援加算の算定期間の変更

対象サービス　施設入所支援　短期入所　共同生活援助　生活介護

生活介護重度障害者支援加算のうち、支援を行った場合に算定する「重度障害者支援加算Ⅱ」は、令和3年4月の制度改正によって、その期間と単位数が変更されます。

■改正の概要

重度障害者支援加算2の算定期間、増分単位数が下記に変更される

内容	改正前	改正後
加算算定の可能期間	90日	180日
増分の単位数	700単位	500単位

■スケジュール管理で登録し、連携機能で実績データ取込を行う場合

スケジュールタイトルの「重度障害者支援加算Ⅱ」にチェックする。

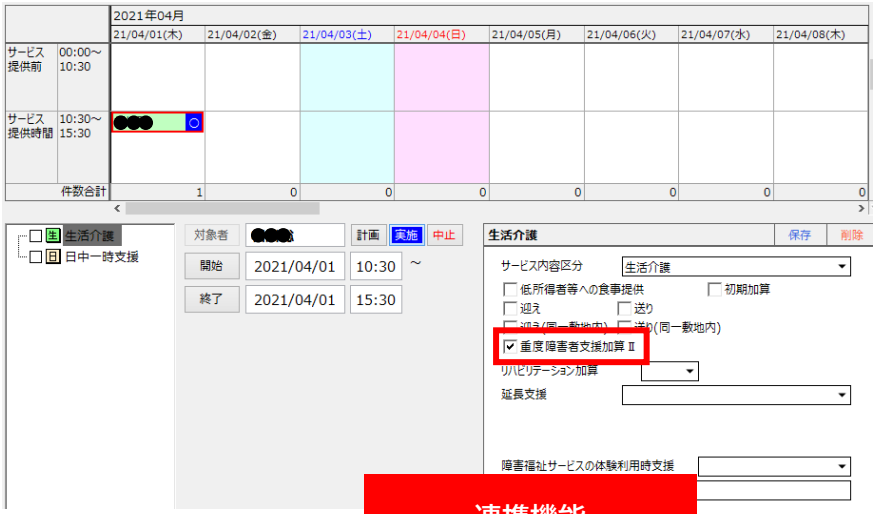

連携機能
実績データを取り込む

■算定基礎から加算を取り込んで算定する場合

「加算追加」から対象の加算を追加し、
・算定方法を「サービス利用日かつ期間指定」に変更
・起算に対象加算の起算日を指定
・対象期間に180日を指定

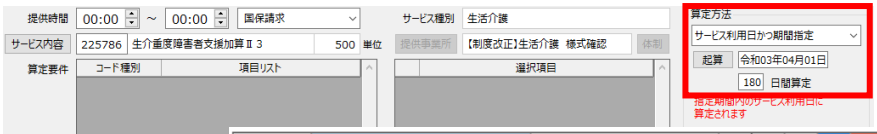

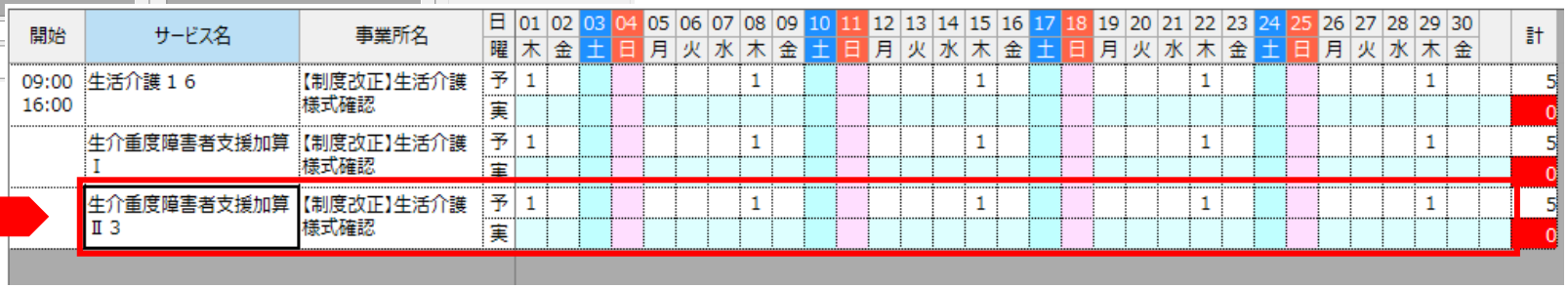

算定基礎から取込

クリックで
サポートサイトFAQへ　重度障害者支援加算の算定期間の変更

相談支援　特定事業所加算の請求構造変更について

対象サービス　計画相談支援　障害児相談支援

令和3年4月より特定事業所加算が廃止され、新しい基本サービスが追加されます

■改正の概要

特定事業所加算の廃止　　機能強化型基本サービス新設

現行		改正後	
特定事業所加算Ⅰ	加算サービス	廃止 ※要件・名称を変更し 「主任相談支援専門員配置加算」に変更	加算サービス
特定事業所加算Ⅱ	加算サービス	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	基本サービス
特定事業所加算Ⅲ	加算サービス	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	基本サービス
特定事業所加算Ⅳ	加算サービス	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	基本サービス
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	基本サービス

■システムへの対応：事業所マスタの更新

①旧体制に終了日を設定　※画面下部の「過去の体制非表示」チェックを外して行います。

事業所体制　システム設定

体制項目	体制	適用開始年月日	適用終了年月日
地域区分	その他（自立指定）（10.00）	2015年04月01日	未定
特定事業所	Ⅰ型	2020年04月01日	2021年03月31日

※2021年4月以降、上記体制は「相談支援機能強化型体制」と表示されます。

②新たに体制に「相談支援機能強化型体制」を追加して、対象のタイプを指定

事業所体制　システム設定

体制項目	体制	適用開始年月日	適用終了年月日
地域区分	六級地（自立指定）（10.36）	2021年04月01日	未定
相談支援機能強化型体制	Ⅰ型	2021年04月01日	未定

■システムへの対応：請求業務管理＞基本情報＞サービス計画の登録変更

①登録されている旧体制の基本サービス、加算サービスを終了

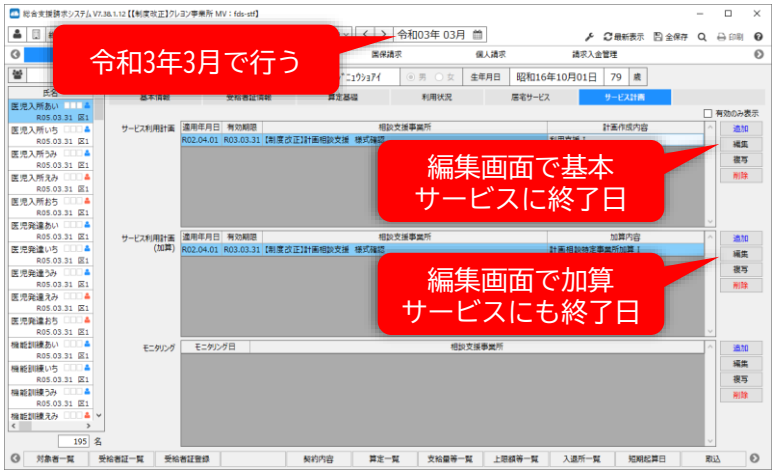

②基本サービスに「強化型サービス利用支援」を追加

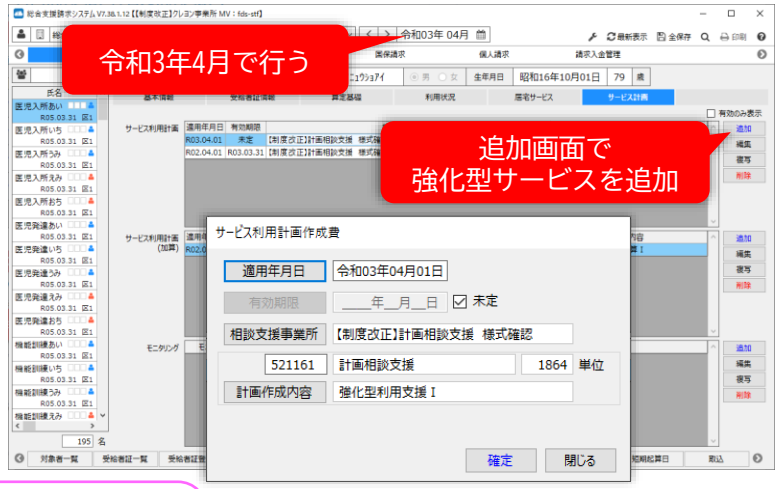

クリックで サポートサイトFAQへ　【相談支援】特定事業所加算の請求構造変更について